

議案第30号

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定
することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項
第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月25日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改
正をするため。

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。